

札幌医科大学学生委員会規程

平成19年4月1日規程第93号

(趣旨)

第1条 札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）、札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号）及び札幌医科大学専攻科規程（平成24年規程第21号）に規定する学生に係る重要な事項（教務、入試及び研究に関することを除く。）を審議するため、札幌医科大学に札幌医科大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部副部長
- (3) 各学部副学部長（教務担当）
- (4) 医療人育成センター副センター長
- (5) 学長が指名する学校医 2名
- (6) 学生部員 2名
- (7) 学長が指名する者 若干名
- (8) 事務局学務課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、学生部副部長が委員長の職務を代理する。

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 入学式、卒業式及び修了式に関する事。
- (2) 学生の行事に関する事。
- (3) 授業料の減免又は分納に関する事。
- (4) 学生の事故に関する事。
- (5) 学生の賞罰に関する事（教務に関する事を除く。）。
- (6) 学生会に関する事。
- (7) その他学務に関する事。

(教授会等への報告)

第5条 委員長は、委員会審議事項のうち特に必要と認めた事項について、教授会又は教育研究評議会に報告するものとする。

(会議の運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(議決)

第7条 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日規程第45号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日規程第46号)

この規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日規程第18号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第31号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規程第29号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規程第6号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月15日規程第34号)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月26日規程第68号)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。